

令和2年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務に係る
一般競争入札参加資格申請について

令和2年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格申請方法等についてお知らせします。

1 業務の名称

令和2年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務

2 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書の提出期間の属する年の4月1日（以下「審査基準日」という。）において直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 審査基準日の直前2営業年度において、健康診断業務の契約実績を有しない者又は当該契約を誠実に履行していない者

エ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

カ 前記オに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 京都府内に営業所等の設置をしていない者

ク 個人情報保護が適切に行われていると認められない者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付場所

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学むすびわざ館3階
京都府教育庁管理部教職員企画課
電話番号 (075)414-5789

イ 入手方法等

(ア) 原則として、令和元年10月4日(金)から令和元年10月18日(金)までの間に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口交付を希望する場合は、令和元年10月4日(金)から令和元年10月18日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、(1)アに記載の場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和元年10月4日(金)から令和元年10月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 提出場所

(1)アに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着すること。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府の巡回健康診断業務に係る一般競争入札参加者の資格を有する者は、当該業務に係る「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写し及び3(1)ウに掲げる資格があることを判断できる同種業務の契約書の写しを提出することにより、(ア)から(カ)及び(ケ)の書類を省略することができる。

また、京都府が発注する物品又は役務の調達に係る一般競争入札及び指名競争入札(医療・福祉サービスの集団検診)に参加する資格を有する者は、当該業務に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し及び3(1)ウに掲げる資格があることを判断できる同種業務の契約書の写しを提出することにより、(イ)、(ウ)及び(カ)の書類を省略することができる。

(ア) 法人にあっては登記簿謄本及び定款又は寄附行為、個人にあってはその者が施行令第167条の4の規定に該当しないことを証する証明書

(イ) 府税納税証明書

- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (エ) 営業経歴書
- (オ) 営業実績調書
- (カ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- (キ) 取引使用印鑑届
- (ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (ケ) 個人情報の取扱いに関する調書
- (コ) 誓約書

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載等

2及び3について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和2年度京都府公立学校教職員採用時健康診断業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和2年3月31日までとする。

8 参加資格に係る変更届

申請書を提出した者（5の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2又は3の各号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3年間指名競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はその品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 一般競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 問い合わせ先

4(1)アに同じ。